



H26.8.21

救急医療体制検討専門委員会

当日配布資料

26 高福指第 50 号

平成 26 年 4 月 10 日

各 町 村 民 生 課 長
各 市 福 祉 事 務 所 長 様
(中核市除く)

高知県地域福祉部福祉指導課長

(公 印 省 略)

「行旅病人・行旅死亡人及びその同伴者の救護」について

このことについて、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」(明治 32 年法律第 93 号)及び「行旅病人、死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」(明治 32 年勅令第 277 号)並びに「行旅病人の救護費用等の弁償に関する規則」(昭和 62 年規則第 16 号)等の規定に基づき実施しているところです。

つきましては、下記の事項に留意し、適正な実施をお願いします。

記

1 行旅病人について

(1) 行旅病人とは、旅行中の者あるいは住所・居住のない者若しくは明らかでない者が、病気やけがにより歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥ったが、療養の手段を持たず、かつ、救護者のいない者をいう。

(2) 病院又は警察署等から連絡があつたときは、速やかに実施調査を行い、国民健康保険、労働者災害補償保険等他の制度の活用ができないかどうか確認すること。

(3) 救護を行おうとする際には、当課に事前協議をすること。

(4) 行旅病人を救護したときは、その「てん末」を記録しておくこと。また、「行旅病人等救護(行旅死亡人取扱い)通知」(第 1 号様式)に「てん末書」(第 3 号様式)を添付し、当課に通知すること。

2 行旅死亡人について

(1) 行旅途中の死亡人で引取り人のいないもの(身元不明者、白骨死体、部分遺体等も含む。)、住所・居所又は氏名が明らかでない死亡人で引取り人のいないものをいう。

- (2) 遺留金品は、救護費用に充当するので、必ず正確な金額を把握・管理すること。
- (3) 死亡人の住所・氏名等が明らかでない場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示場に30日以上告示するとともに、官報・新聞に公告すること。
- (4) 行旅死亡人を取扱ったときは、「行旅病人等救護（行旅死亡人取扱い）通知書」（第1号様式）を当課へ通知すること。

高知県地域福祉部福祉指導課

担当 明神

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9624

FAX 088-823-9127

E-mail: 060601@ken.pref.kochi.lg.jp

行旅病人及行旅死亡人取扱法

(明治三十二年三月二十八日法律第九十三号)

最終改正:昭和六一年一月二六日法律第一〇九号

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

〇2 住所、居所若ハ氏名知レシ且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス

〇3 前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ

〇2 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅病人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ

第三条 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村ハ速ニ扶養義務者又ハ第五条ニ掲ケタル公共団体ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手続ヲ為スヘシ

第四条 救護ニ要シタル費用ハ被救護者ノ負担トシ被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負担トス

第五条 行旅病人若ハ其ノ同伴者ノ引取ヲ為ス者ナキトキ又ハ救護費用ノ弁償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ引取並費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六条 扶養義務者ニ対スル被救護者引取ノ請求及救護費用弁償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ請求スルコトヲ得但シ費用ノ弁償ヲ為シタル者ハ民法第八百七十八条ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ対シテ求償ヲ為スヲ妨ケス

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スヘシ

〇2 墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本条ノ埋葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

第八条 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅死亡人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ

〇2 行旅病人ニ関スル規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

第九条 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ掲示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十条 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レサルトキハ市町村ハ速ニ相続人ニ通知シ相続人分明ナラサルトキハ扶養義務者若ハ同居ノ親族ニ通知シ又ハ第十三条ニ掲ケタル公共団体ニ通知スヘシ

第十一条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

第十二条 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ売却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三条 市町村ハ第九条ノ公告後六十日ヲ経過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

〇2 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ニ付遺留物件ノ上ニ他ノ債権者ノ先取特権ニ対シ優先権ヲ有ス

第十四条 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得タルトキハ相続人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相続人ナキトキハ正当ナル請求者ト認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得

第十五条 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ関スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

〇2 前項費用ノ弁償金徴収ニ付テハ市町村税滞納処分ノ例ニ依ル

〇3 前項ノ徴収金ノ先取特権ハ国税及地方税ニ次グモノトス

第十六条 削除

第十七条 外国人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八条 船車内ニ於ケル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ関シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

第二十二条 明治十五年第四十九号布告行旅死亡人取扱規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廃止ス

附 則 (昭和二年一月二二日法律第二二三号) 抄

第二十九条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十八年八月一五日法律第二一三号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附 則（昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）
- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年八月一日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一月二六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第十四条の規定、第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十六条の規定、第十七条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一条から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。